

小諸市国民保護計画 避難実施要領編

令和5年7月

小 諸 市

目 次

第 1 総 則	1
1-1 目 的	1
1-2 用語の定義	1
1-3 武力攻撃事態及び緊急対処事態の種類	7
1-4 住民の避難誘導の観点からの分類の考え方	8
第 2 実施要領のパターン	9
2-1 各種事態に対応する避難実施要領モデル	9
(1) 小諸市において想定される攻撃	9
(2) 実施要領のパターン	9
① 屋内避難（弾道ミサイル着弾前）	10
② 屋外避難（弾道ミサイル着弾後）	12

第1 総 則

1-1 目 的

武力攻撃事態及び緊急対処事態における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が適用される事案（以下「国民保護事案」という。）が発生し、都道府県知事から避難の指示があったときは、市長は、その国民保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定めなければならないとされているが、事案発生後に一から避難実施要領を短時間で作成することは、事実上困難なことから、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定、以下「基本指針」という。）では、市は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

そこで、用語の定義を含め、小諸市の国民保護事案の類型に応じた「避難実施要領のパターン」を作成するものである。

1-2 用語の定義

用 語	定 義
安定ヨウ素剤	核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくこと、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域のこと。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。
NBC	「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。
Em-Net（エムネット）	緊急情報ネットワークシステム。国（官邸）から都道府県、市町村などに緊急情報をLGWAN（国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク）等を通じて迅速に伝達する一斉同報システム。
応急措置	武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。
救援物資	避難住民等の救援の実施に必要な物資のこと。備蓄品及び応援物資を総称していう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

緊急対処事態対策本部	緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。事態対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第16条）の規定は準用されない。
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 ※事態対処法 「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」
警戒・対策本部、警戒・対策連絡会議	県民の生命、身体及び財産並びに県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害（重大災害）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ適切な対応を実施するため、警戒・対策本部又は警戒・対策連絡会議を設置する。警戒・対策本部は、重大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該重大災害が複数の部局により組織的に対応する必要がある場合に設置する。警戒・対策連絡会議は、重大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該重大災害が関係する部局室の連絡を強化する必要がある場合に設置する。
ゲリラ	不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等を行なう要員をいう。
航空攻撃	我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。
国際人道法	一般的には、武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したものとされており、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めているジュネーブ諸条約も含まれる。
国民の保護に関する基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。 基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

国民保護法	<p>法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定している。</p>
国民保護計画	<p>政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めている。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することになっている。</p>
国民保護業務計画	<p>指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画。自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めている。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することになっている。</p>
国民保護措置	<p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条第3項に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p>
J-ALERT (ジェイアラート)	<p>全国瞬時警報システム。国（内閣官房から消防庁を経由）から都道府県、市町村などに緊急情報を人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動的に起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達できるシステム。</p>
事態対処法	<p>法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。</p>

指定行政機関	内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。 具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。
自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。
収容施設	避難施設、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居する施設。
ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書	ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。 ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約） ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約） <主な内容> 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。 ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約） <主な内容> 捕虜は人道的に取扱わなければならない。 ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約） ・ 国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追

	<p>加議定書)</p> <p><主な内容> 非戦闘員である文民は保護されなければならない。</p>
生活関連等施設	<p>発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。</p>
赤十字標章	<p>ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。</p> <p>赤十字標章とは、この特殊標章のことである。</p>
対策本部長	<p>事態対処法第10条に定める「事態対策本部」又は同法第23条に定める「緊急処理事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国务大臣）をもって充てる。</p>
ダーティボム	<p>爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らす。</p>
対処基本方針	<p>武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。</p>
着上陸侵攻	<p>我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。</p>
特殊標章	<p>ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。</p>
特殊部隊	<p>正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。</p>
トリアージ	<p>災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。</p> <p>トリアージとは、傷病者を重症度、緊急性などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。</p>
非常通信協議会	<p>非常通信協議会は、総務省が中心となり国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する連絡会であり、</p>

	地震、台風、洪水、雪害、火災、暴動その他の非常事態が発生した場合に、人命救助、災害の救援、通信の確保又は秩序の維持のために必要な非常通信の円滑な運用を図ることを目的としている。 長野県には、信越地方非常通信協議会が設置されている。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。
避難経路	住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等から編成される。
避難住民等	避難住民及び被災者のこと。
避難先地域	住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。
避難施設	住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。
武力攻撃	我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対し

	て武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。
防災行政無線	県庁（統制局）を中心に、主な県の現地機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を無線回線などで結んだ通信網のこと。一斉通信が可能であり、正確かつ迅速な情報の収集、伝達を行うことができる。
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者 (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者 (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者 (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。
要避難地域	住民の避難が必要な地域のこと。 対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。

1-3 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型

○ 基本指針における武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型

武力攻撃事態	緊急対処事態
① 着上陸侵攻	① 原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃
② グリラや特殊部隊による攻撃	② 集客施設等への攻撃
③ 弾道ミサイル攻撃	③ 化学剤・生物剤による攻撃
④ 航空機による攻撃	④ 交通機関（航空機）による自爆テロ

1-4 住民の避難誘導の観点からの分類の考え方

○ 住民の避難誘導の観点からの分類の考え方

分類軸 ※1	8 類型	備考
分類①： 屋内避難を行うと考えられる類型（近傍の堅ろうな建築物等（※2）に一定時間とどまると考えられる事態）	弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイル発射時においては、着弾時における爆風からの被害等を回避するため、近傍の堅ろうな建築物等へ避難が中心となると考えられる。
	航空機による攻撃	弾道ミサイル攻撃と同様、近傍の堅ろうな建物等への避難が中心となると考えられる。
	交通機関（航空機）による自爆テロ	緊急処理事態に含まれるが、攻撃の様相が航空機による攻撃と類似であることから、近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心となると考えられる。
分類②： 屋内避難が基本と考えられるが、事態の状況により、屋内避難と域内、域外避難（※3）が混在すると考えられる類型	ゲリラや特殊部隊による攻撃	安全確保のための攻撃当初は一時的な屋内避難が基本になると考えられるが、事態の状況に応じて、域内・域外避難の実施も考えられる。
	原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃	緊急処理事態のうちこれら3類型については、ゲリラや特殊部隊による攻撃における対処と類似の事態が想定される。したがって、攻撃当初は一時的な屋内避難が基本になると考えられるが、事態の状況に応じて、域内・域外避難の実施も考えられる。
	集客施設等への攻撃	
	化学剤・生物剤による攻撃	
※本県該当なし		
分類③： 域内・域外避難を行うと考えられる類型	着上陸侵攻	海岸沿い等からの大規模な攻撃を回避するため、まずは攻撃対象と考えられる範囲からの避難が優先されると考えられる。

※1 市町村の置かれている状況や事案の想定等によっては、各分類で記載されている避難形態と異なる場合があります、実際に分析の対象となっているパターンの中でも分類軸と異なる避難の形態を想定しているものがある。

※2 「国民保護における避難施設の機能に関する検討報告書」（平成20年7月消防庁国民保護室）においては、弾道ミサイル攻撃に対して
 ・近傍のコンクリート造等の堅牢な施設
 ・建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設
 へ屋内避難を行うこととされている。
 上記2種類の施設をまとめて、「近傍の堅牢な建築物等」と表記する。

※3 図表1で示されている「市町村域内の避難」及び「市町村域外への避難」をあわせて、「域内・域外避難」と表記する。

第2 実施要領のパターン

2-1 各種事態に対応する避難実施要領モデル

(1) 小諸市において想定される攻撃

小諸市の地域特性などから、市内において起こりうる攻撃は、①弾道ミサイルによる攻撃、②ゲリラや特殊部隊による攻撃又はテロ等と想定される。

(2) 実施要領のパターン

2022年2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略に国際社会が対応している中であっても、北朝鮮は、ICBM（大陸間弾道弾）級の弾道ミサイルを含む発射を極めて高い頻度で繰り返し、国際社会への挑発をエスカレートさせている状況から、弾道ミサイルに係る避難実施要領を、次のとおり、あらかじめ2パターン定めることにする。

- ① 屋内避難（弾道ミサイル着弾前）
- ② 屋外避難（弾道ミサイル着弾後）

① 屋内避難（弾道ミサイル着弾前）

避難実施要領	
月 日 時 小諸市長 分現在	
屋内避難（弾道ミサイル着弾前）	
1 県からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	小諸市内全域
実行の主体	北朝鮮
事案の概要と被害状況	北朝鮮による弾道ミサイルの兆候が認められる。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ミサイル発射後、10分ほどで着弾もしくは通過 ・迅速に対応できるよう、市民に対し、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、市民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	小諸市内全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とするが、市民がいる場所の近傍に堅牢な建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	令和 年 月 日 時 分
避難完了予定日時	令和 年 月 日 時 分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸警察署 0267-22-0110 ・小諸駅前交番 0267-22-4836 ・美南交番 0267-25-3730 ・佐久広域連合消防本部 0267-64-0119 ・小諸消防署 0267-24-0119 ・陸上自衛隊第13普通科連隊 0263-26-2766
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にいる者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 ・担当職員等は屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ・住民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。

4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 ・非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。 ・屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテーブルで目配りする等外気を遮断する。 ・現在の場所から別の場所へ避難する場合には、出荷防止対策や施錠等を行う。 ・危険動物の逸走対策を行う。 ・その他必要と認められる事項
屋内にいない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り近隣の堅牢な建物、地下街等に避難する。 ・避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ・車両内にいる者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 ・原則として、直近の建物等への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ・周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに警察に連絡する。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、LINE、メールマガジン等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	市内の各機関及び団体等（地域防災計画1-1 防災関係機関）
職員間の連絡手段	災害対策本部等連絡系統図及び各課連絡系統図等による
6 緊急時の連絡先	
小諸市 国民保護／緊急処理事態対策本部	電 話： <u>0267-22-1700</u> F A X： <u>0267-23-8766</u>

②屋外避難 (弾道ミサイル着弾後)

避難実施要領	
日 時 小諸市長 分現在	
屋外避難 (弾道ミサイル着弾後)	
1 県からの避難の指示の内容	
<p>国の対策本部長は、小諸市相生区において発生した爆発について、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の小諸市相生区、大手区、荒町区、赤坂区、古城区を要避難地域として、避難措置の指示を行った。</p>	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和 年 月 日 時 分
発生場所	小諸市相生区
実行の主体	北朝鮮
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸市相生区にミサイルが落下し爆発。NBC 弾の可能性あり。人的・物的被害について調査中。 ・政府の情報では、更なるミサイル発射の可能性はないとのこと。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ・弾頭の種類に応じて人員除染、地域除染実施。 ・更なる爆発の可能性や NBC 弾が搭載されていた可能性を視野に対処する必要がある。
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	着弾地点に近い小諸市相生区、大手区、荒町区、赤坂区、古城区
避難行動要支援者数	80人
避難先地域と避難誘導の方針	城下方面及び御幸町・小原方面へ避難させる。要避難地域以外の地域でも、不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続。
避難施設	総合体育館（小諸市乙 1189-1 連絡先 0267-23-3800）
避難経路	国道 141 号線 県道 40 号線、130 号線、131 号線、142 号線 市道 0112 号、0113 号線、0126 号線、0145 号線、0149 号線、0150 号線、0233 号線
避難手段	徒歩 自家用車
避難に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、LINE、メールマガジン等の手段を活用し、住民へのミサイル関連情報の伝達に努める。 ・安全確保に配慮しつつ避難施設等に職員を派遣し、安全情報伝達、住民の誘導等を実施する。

2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸警察署 0267-22-0110 ・小諸駅前交番 0267-22-4836 ・美南交番 0267-25-3730 ・佐久広域連合消防本部 0267-64-0119 ・小諸消防署 0267-24-0119 ・陸上自衛隊第13普通科連隊 0263-26-2766
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で歩行が困難な者や観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にいる者が避難に関する援助を行うとともに、必要に応じ、災害時要配慮者支援の例によって避難させる。 ・市民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設、大規模集客施設、店舗等に対して協力を依頼する。
4 避難住民の誘導に関する事項	
職員の配置場所・人数	安全確保に配慮しつつ、避難経路の要所に配置
避難行動要支援者の避難誘導方針	<ul style="list-style-type: none"> ○あすか小諸介護付有料老人ホーム入居者 同施設の福祉車両を使用し、「ケアライフ小諸」へ避難させる。 ○要避難地域内の居宅者 福祉部局より警察機関に要支援者の情報を提供し、警察機関にて保護した上で、福祉部局が用意した車両にて「こまくさ」及び「ケアライフ小諸」へ避難させる。
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、LINE、メールマガジン等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
避難実施要領の伝達先	市内の各機関及び団体等（地域防災計画1-1 防災関係機関）
職員間の連絡手段	災害対策本部等連絡系統図及び各課連絡系統図等による
6 緊急時の連絡先	
小諸市 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： <u>0267-22-1700</u> F A X： <u>0267-23-8766</u>